

企画競争実施の公示

令和8年5月29日

近畿地方整備局長

齋藤 博之

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 R 8 近畿地方整備局セキュリティ審査業務
- (2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局ネットワーク上で運用する通信設備、河川情報処理設備、道路情報処理設備及びネットワーク機器等のシステム審査の補助を行うもので、各設備のセキュリティ確保を目的とする。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月10日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 下記に示される同種業務等について、平成28年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災情報システムまたはネットワークのセキュリティに関する調査・設計・検討もしくは審査に関する業務

類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災情報システムまたはネットワークに関する調査・設計・検討もしくは審査に関する業務

注1） 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力

機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

- (5) 配置予定技術者（管理技術者）については、下記のいずれかの資格を有すること。
- ・技術士（情報工学部門）
 - ・技術士（電気電子部門）
 - ・情報処理安全確保支援士
 - ・情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - ・情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）
 - ・プロジェクトマネジメント・スペシャリスト
 - ・RCCM（電気電子、建設情報部門）
 - ・情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者資格、応用情報技術者資格、または高度情報処理技術者試験（上記を除く試験区分）のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者
- (6) 配置予定技術者（管理技術者）については、下記に示される同種業務等について、平成28年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- 同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災情報システムまたはネットワークのセキュリティに関する調査・設計・検討もしくは審査に関する業務
- 類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した防災情報システムまたはネットワークに関する調査・設計・検討もしくは審査に関する業務
- (7) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

- (10) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 本業務における情報保全に係る履行体制が確保されていること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎8階
国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第一係
電話：06-6942-1141（内線 2536）
E-mail：kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年5月29日から令和8年6月18日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、10時00分から16時00分まで（ただし最終日は12時00分まで）

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「R8近畿地方整備局セキュリティ審査業務」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年6月18日12時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「R8近畿地方整備局セキュリティ審査業務」を記載し、着信を確認すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

い。

(8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長

齋藤 博之 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

件 名： R 8 近畿地方整備局セキュリティ審査業務

会 社 名：

担当者氏名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日